

自由金利型定期預金規定（大口定期）新旧対照表

No. 1

改正後	改正前	備考
<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。（以下省略）</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金を「15. 定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ただし、②から⑪については、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</u></p>	<p>1. (預金の支払時期)</p> <p>自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。（以下省略）</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) この預金を「15. 定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	

自由金利型定期預金規定（大口定期）新旧対照表

No.2

改正後	改正前	備考
<p>① 預入日から解約日までの期間が6ヶ月未満 <u>解約日の普通預金金利</u></p> <p>② 預入日から解約日までの期間が6ヶ月以上1年未満 <u>預入日における6ヶ月定期預金の基準金利×70%</u></p> <p>③ 預入日から解約日までの期間が1年以上2年未満 <u>預入日における1年定期預金の基準金利×70%</u></p> <p>④ 預入日から解約日までの期間が2年以上3年未満 <u>預入日における2年定期預金の基準金利×70%</u></p> <p>⑤ 預入日から解約日までの期間が3年以上4年未満 <u>預入日における3年定期預金の基準金利×70%</u></p> <p>⑥ 預入日から解約日までの期間4年以上5年未満 <u>預入日における4年定期預金の基準金利×70%</u></p>	<p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの計算式による計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの計算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率－約定利率×30%</p> $(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)$ <p>C. 約定利率－</p> <p style="text-align: right;">預入日数</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の■に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</p> <p>② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの計算式による計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの計算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。</p> <p>A. 約定利率－約定利率×30%</p> $(基準金利 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)$ <p>B. 約定利率－</p> <p style="text-align: right;">預入日数</p>	

自由金利型定期預金規定（大口定期）新旧対照表

No.3

改正後	改正前	備考
(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 このほか、「15. 定期預金共通規定」をご参照ください。	(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 このほか、「15. 定期預金共通規定」をご参照ください。	